

第 3 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成30年6月25日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成30年6月25日(月曜日)

午前9時58分開議

午後11時52分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第2号 平成30年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)

議案第6号 熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 平成29年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第5号 平成29年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第7号 平成29年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第8号 平成29年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第9号 平成29年度熊本県有料駐車場事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第14号 熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき

回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告について

請第29号 「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願

請第30号 「地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書」の提出を求める請願

請第31号 「地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書」の提出を求める請願

請第18号 (有)山口海運の岩石採取計画の認可申請に関する請願

委員会提出議案 地方消費者行政に対する国の財政措置を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①創造的復興に向けた重点10項目について

②水俣病対策の状況について

③「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋地の点検・調査結果(平成29年度)

④ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査結果等(平成29年度)について

⑤熊本県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について

⑥第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について

⑦熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて

出席委員(6人)

委員長 橋口海平

副委員長 吉田孝平

委員 氷室雄一郎

委員 松田三郎
 委員 浦田祐三子
 委員 岩田智子
 欠席委員(なし)
 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田中義人
 政策審議監 藤本聡
 環境局長 久保隆生
 県民生活局長 瀬戸浩一
 環境政策課長 横尾徹也
 水俣病保健課長 梅川日出樹
 首席審議員
 兼水俣病審査課長 三輪孝之
 政策監 山口喜久雄
 環境立県推進課長 橋本有毅
 環境保全課長 緒方和博
 自然保護課長 古家宏俊
 循環社会推進課長 城内智昭
 くらしの安全推進課長 村上敏幸
 消費生活課長 西川哲治
 男女参画・協働推進課長 真田由紀子
 人権同和政策課長 森上大右

商工観光労働部

部長 磯田淳
 総括審議員兼政策審議監
 兼商工政策課長 中川誠
 商工労働局長 吉永明彦
 新産業振興局長 村井浩一
 観光経済交流局長 原山明博
 商工振興金融課長 浦田隆治
 労働雇用創生課長 石元光弘
 産業支援課長 末藤尚希
 エネルギー政策課長 坂本公一
 企業立地課長 深川元樹
 観光物産課長 上田哲也
 国際課長 波村多門

国際スポーツ大会推進部

部長 小原雅晶
 政策審議監兼
 国際スポーツ
 大会推進課長 寺野慎吾
 企業局

局長 原悟
 総務経営課長 西浦一義
 工務課長 伊藤健二

労働委員会事務局

局長 松岡大智
 審査調整課長 中島洋二

事務局職員出席者

議事課参事 小池二郎
 政務調査課主幹 佐藤誠

午前9時58分開議

○橋口海平委員長 それでは、ただいまから第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、本委員会の委員でありました故村上委員の御冥福をお祈りして、黙禱をささげたいと思いますので、全員の起立をお願いします。

(起立)

○橋口海平委員長 黙禱。

(黙禱)

○橋口海平委員長 終わります。

どうぞ御着席ください。

(着席)

○橋口海平委員長 本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、今回付託されました請第29号、請第30号及び請第31号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

それでは、請第29号、請第30号及び請第31号についての説明者を入室させてください。

(請第29号、請第30号及び請第31号の説

明者入室)

○橋口海平委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いします。

それでは、請第29号、請第30号及び請第31号について、一括して御説明をお願いします。

（請第29号、請第30号及び請第31号の説明者の趣旨説明）

○橋口海平委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第29号、請第30号及び請第31号の説明者退室）

○橋口海平委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を行いたいと思いません。

説明については、環境生活部、商工観光労働部、国際スポーツ大会推進部、企業局の順で説明をお願いします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔をお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 環境生活部でございます。

着座のままと委員長から御指示がございましたけれども、最初の部分だけ立たせていただきます。

先ほど黙禱もございましたが、議案についての御説明をする前に、去る6月4日に御逝去されました故村上寅美先生のみたまに對しまして、本日出席の執行部を代表いたしまし

て、改めて衷心より哀悼のまことをささげさせていただきます。

「関連」と小さくお手をお挙げになり、厳しい御指摘を賜ったこと、「僕はね」と親しみを込めて御指導を賜ったことなど、忘れることはできません。村上先生の長年の御指導に對しまして、深く感謝を申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、以降の説明につきましては、着座のまま進めさせていただきます。

環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出をいたしております議案は、予算関係1件、条例2件、報告2件でございます。

まず、第1号議案の平成30年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額693万円余の増額をお願いしております。

その内容は、再犯防止の推進に向けた関係機関との連絡会議及び実態調査に要する経費で、財源は全て国庫委託金によるものでございます。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の平成30年度の予算総額は、220億1,800万円余となります。

今回の補正に伴い、平成31年度から平成32年度間で、総額1,900万円の債務負担行為の追加もあわせてお願いをいたしております。

次に、条例議案でございます。

第6号議案の熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、後ほど企業局から御説明いたします。

第7号議案の熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の制定については、基金活用期間を延長するため、関係規定を整備するものでございます。

次に、報告でございます。

報告第1号の平成29年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、災害廃棄物処理受託事業費など4事業につきまし

て、総額14億1,200万円余を平成30年度へ明許繰り越しを行うものでございます。

また、報告第5号の平成29年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、自然公園施設災害復旧費など2事業につきまして、総額5億100万円余を平成30年度へ事故繰越を行うものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、その他報告事項として、水俣病対策の状況についてなど5件、御報告をいたします。

詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○緒方環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

繰越計算書の報告でございますが、水道施設整備事業費につきまして、1,275万円を繰り越しております。

これは、市町村が実施する老朽化した水道管の更新等に対して補助するものですが、一部の市におきまして、工事に伴う通行規制について、地元との調整に日数を要したことから、年度内に工事が完了しなかったため繰り越したものでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○古家自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の3ページをお願いします。

まず、明許繰り越しですが、事業名欄の上段の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費は、天草ビジターセンター

の展示室やトイレの改修で、1億5,000万円余を繰り越しています。

右の繰り越しの理由の欄にありますように、国の交付決定が1月になりましたため、年度内に十分な工期が確保できなかったことによるものです。

下段の国立公園満喫プロジェクト推進事業費は、草千里や仙酔峡などの駐車場やトイレの改修、案内板の整備など、阿蘇くじゅう国立公園内の施設整備に係る事業で、1億9,200万円余を繰り越しています。

こちらは、ほとんどが国の補正予算に関する事業で、国の交付決定が3月になったため、年度内に十分な工期が確保できなかったことによるものです。

次の4ページをお願いします。

こちらは事故繰越です。

上段の国立公園満喫プロジェクト推進事業費は、阿蘇登山道沿いの安全柵の整備、草千里の展望所整備などで、2億700万円余の事故繰越となっています。

また、下段の自然公園施設災害復旧費は、草千里の給水施設の復旧工事などで、2億9,400万円余の事故繰越となっています。

いずれも、熊本地震の影響で人員や資材の確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことによるものですが、年度内には完了見込みです。

自然保護課は以上です。よろしくお願いたします。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

資料5ページをお願いいたします。

明許繰り越しでございます。

災害廃棄物処理受託事業費につきまして、10億5,700万円の繰越明許費を計上させていただいております。

これは、県が7市町村から事務を受託し、益城町に整備しました災害廃棄物二次仮置き

場の撤去及び原状回復に要する費用でございまして、受託市町村との協議により、災害廃棄物の受け入れ期間を当初予定より延長したことに伴い、建屋、選別ライン、舗装等の撤去工事の着工がおくれたことから、本年度へ繰り越すものでございます。

なお、撤去及び原状回復工事につきましては、本年10月に完了予定となっております。

循環社会推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○村上くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。補正予算について御説明申し上げます。

資料の6ページをお願いいたします。

諸費でございますが、社会参加活動推進費といたしまして、693万円余の補正をお願いしております。

その事業といたしましては、平成28年12月に施行されました再犯の防止等の推進に関する法律及び平成29年12月に策定されました国の再犯防止推進計画に基づき、国が地方公共団体を対象として実施します地域再犯防止推進モデル事業に当県が応募いたしましたので、その事業に係る経費でございます。

モデル事業の実施期間は、平成30年度から32年度の3年間の継続事業であります。国からの事業実施の通知が平成29年度末でございました。そのため、当初予算要求への計上が間に合わず、今回、補正予算として計上したものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

資料の7ページをお願いいたします。

先ほど補正予算で御説明いたしましたとおり、地域再犯防止推進モデル事業は、3年間の継続事業であるため、平成31年度及び平成32年度の事業実施に係る所要額を債務負担行

為として計上したものでございます。

くらしの安全推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

飛びまして説明資料の10ページをお願いいたします。

第7号議案熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容につきましては、11ページの条例案の概要で説明させていただきます。

1、改正の趣旨でございますが、基金の活用期間を3年間延長することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2、改正の内容でございますが、条例の附則第2項の失効期限、平成30年12月31日を平成33年12月31日に改めるものでございます。

3、施行期日は、公布の日を予定しております。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○橋口海平委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

○磯田商工観光労働部長 商工観光労働部の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用情勢につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店の金融経済概観では、県内の景気は、復興需要の波及を背景に緩やかに拡大し、先行きについても、当面はこの状況が続くと予想しております。

雇用情勢につきましては、求職者が減少基調にある中、復旧需要に直面する企業等からの旺盛な求人を受け、有効求人倍率が1.74倍と過去最高を更新し、所得面にも好影響が及んでいる状況です。

雇用、所得の改善などを背景に、個人消費は堅調に推移しており、観光についても、インバウンド需要を初め、全体として持ち直してきておりますが、地域によっては、インフラの制約から厳しい状況が続いております。

このような中、商工観光労働部としましては、被災企業の経営再建支援等について、引き続き、総力を挙げて取り組むとともに、熊本の復興を牽引する事業を後押しすることで、好調な県経済の歩みに弾みをつけてまいります。

それでは、商工観光労働部関係の提出議案の概要について御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算議案が1件、条例等議案が1件、報告案件が3件ございます。

まず、予算議案については、一般会計で総額4,600万円の増額補正をお願いしております。

その内容は、阿蘇地域の創造的復興を目指した観光拠点施設の整備に対する助成等に要する経費でございます。

次に、条例等議案ですが、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について御審議をお願いしております。

また、報告については、平成29年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外2件について御報告いたします。

最後に、議案以外のその他報告事項として、創造的復興に向けた重点10項目についてほか1件を御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

説明資料に戻りまして、13ページをお願いいたします。

平成29年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

商工災害復旧費の中小企業等グループ施設復旧整備補助事業費につきまして、平成29年度の国補正予算に対応して2月補正予算で計上いたしました70億円余につきまして、補助事業者の事業計画策定、復旧工事施工に不測の日数を要したため、全額を繰り越すものでございます。

おめくりいただきまして、14ページをお願いいたします。

平成29年度の事故繰越し繰越計算書でございます。

3件ともに、平成28年度補正予算で計上いたしました熊本地震に係る災害復旧費でございます。平成29年度に明許繰り越しましたけれども、事業完了しなかったものについて事故繰越をするものでございます。

繰り越しの理由としましては、1段目の中小企業等グループ施設復旧整備補助事業費につきましては、熊本地震の影響によりまして、被災中小企業等における施工業者確保等が困難となりまして、工事施工に不測の日数を要したためでございます。

なお、事故繰越額は826億円余、その件数は1,906件になっております。

2段目の商店街振興組合共同施設災害復旧費につきましては、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となりまして、工事施工に不測の日数を要したためでございます。

3段目の商工会等施設災害復旧費につきましては、熊本県商工会館分でございますけれども、解体工事に関する関係機関との協議に不測の日数を要したためでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

報告第14号、熊本県信用保証協会が中小企業等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告についてでございます。

こちらは、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例第4条の規定に基づき、権利放棄した案件を報告するものでございますけれども、昨年度も、6月議会、9月議会、2月議会におきまして、合計5件の権利放棄をさせていただいております。

22ページ、23ページに概要をおつけしておりますので、そちらで御説明させていただきます。

この制度は、少しわかりづらうございますので、まず、23ページで制度の概要について御説明させていただきます。

初めに、1の回収納付金について御説明いたします。

上段の①から⑦までの記載は、中段のフロー図の番号に合わせた内容となっておりますので、フロー図を見ながら説明を聞いていただければと思います。

まず、金融機関が実行する県の制度融資による①の貸出債権につきまして、②の返済の不履行が発生した場合、当該債務につきまして、保証協会は、金融機関に対して、③の代位弁済を行います。

保証協会の代位弁済額につきましては、④のとおり、日本政策金融公庫の保険金のほか、損失補償を行った県も一部を負担することとなります。

保証協会は、代位弁済することによりまして、⑤の求償権を取得いたしますが、その求償権を行使して、⑥のとおり、回収金を取得することができます。

県は、代位弁済の一部を負担しておりますので、⑥で回収された場合は、⑦のとおり、損失補償の割合に応じて納付を受けることと

なります。これが回収納付金と言われるものでございます。

次に、下のほうの2の条例についてでございます。

本来、回収納付金を受け取る権利の放棄につきましても、地方自治法に基づき、県議会の議決を得て行うこととなりますけれども、あらかじめ権利の放棄の要件や議会報告等の事項を定めた条例を整備することによりまして、中小企業等の事業再生等に機動的な対応を可能としているものでございます。

権利放棄要件の例といたしましては、下段に記載のとおり、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づく事業再生、REVICや中小機構が出資するファンドの支援に係る事業再生などでございます。

それでは、左側の22ページをお願いいたします。

今回の報告案件は2件でございます。

放棄した日は、いずれもことし5月11日、対象額は合計で36万2,244円となります。

事案Aにつきましては、熊本地震により自宅兼店舗が全壊した個人事業主に対する自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づく事業再生に係るものでございます。

県の放棄額は、回収額がないため、融資残高に非保険割合及び県の損失補償割合を乗じた12万2,480円となります。

続きまして、事案Bにつきましては、熊本地震により施設損壊を受けるとともに、一部販売先の休業による間接被害によりまして、財務基盤が著しく毀損した法人に対し、中小機構などが出資する熊本地震再生支援ファンドの支援のもとで事業再生を図るものでございます。

具体的には、金融機関等が法人に対する債権をファンドに不等価譲渡を行いまして、あわせてファンドが法人からの返済を一定期間猶予することなどによりまして、財務面を改

善し、再生を図るというものでございます。

県の放棄額は、融資残高から回収額を減じた額に非保険割合及び県の損失補償割合を乗じた額、23万9,764円となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

説明資料の15ページにお戻りいただいて、よろしく申し上げます。

平成29年度の繰越明許費繰越計算書についての報告でございます。

こちらの高等技術専門校管理運営費のうち繰り越した事業は、高等技術専門校の自動車車体整備科第1実習棟及び第2実習棟の耐震強度確保のための改修工事を行うものでございます。

高等技術専門校の実習棟につきましては、平成28年度当初予算で耐震診断の予算を計上しておりました。しかしながら、熊本地震の影響により平成29年度へ繰り越し、平成29年11月までに耐震診断を実施しております。その結果、第1実習棟、第2実習棟につきましては、耐震基準を下回ることが判明しました。

当課としては、一日でも早く訓練生の安全な実習訓練環境を確保する必要があることから、維持補修費を活用して耐震工事を行うこととしました。

しかしながら、当該工事については、年度内での事業完了が見込めなかったことから、関係する経費1,306万円余を繰り越したものでございます。

なお、第2実習棟の工事は、6月8日に竣工済みでございます。第1実習棟の工事は、8月中旬に竣工予定であることを御報告させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

平成29年度の事故繰越し繰越計算書につい

ての報告でございます。

こちらの技術短期大学校施設災害復旧費は、技術短期大学校体育館の外壁の災害復旧工事を行うものでございます。

この事業は、熊本地震により被害を受けた技術短期大学校体育館について、当初、被害状況は軽いと想定し、平成29年度へ繰り越し、29年度内での復旧を予定しておりましたが、調査の結果、大規模剥落の危険が生じていることが判明したため、工事内容について改めて精査する必要が生じました。

精査後の体育館外壁復旧工事につきましては、平成29年9月末に設計業務を完了し、年度内の竣工を目指し、10月から入札手続に入り、年度内での復旧工事を実施する予定でしたが、熊本地震の復旧事業に係る事業集中により、11月に実施した入札では不成立に終わり、業者の決定には至りませんでした。

その後、設計金額などの見直しを行い、再入札を行った結果、ことし1月に契約を締結しました。しかしながら、復旧・復興事業に係る事業の集中により工期の延長が増加し、県内の建設工事全体が遅延傾向にある中、当該工事もその影響を受けて、人員の確保に不測の日数を要することになりました。

このため、予定工期におくれが生じ、年度内の事業完了が見込めなかったことから、関係する経費3,137万円余を繰り越したものでございます。

なお、当該復旧工事につきましては、8月には竣工予定でございます。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございます。

17ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

地域未来投資促進事業につきましては、地方創生推進交付金の国の交付決定が12月であ

ったことから、年度内の事業完了が見込めませんでしたので、繰り越しが必要となったものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書でございます。

産業基盤技術高度化事業につきましては、熊本県産業技術センターの復旧工事を行っておりますが、熊本地震の影響により、施工業者における人員確保が困難となりまして、工事施工に不測の日数を要したことにより事故繰越となったものでございます。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

資料の19ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

阿蘇採石場防災対策事業は、阿蘇採石場の終掘に伴う防災対策として、採石場外の排水路改良工事を実施しております。

繰り越した排水路工事につきましては、熊本地震の影響で、29年度に繰越施工した下流部の排水路工事の完了後に施工する必要があり、この下流部の排水路工事が30年3月までかかったことで年度内の工事ができず、これに係る2,500万円を繰り越したものでございます。

なお、7月までに発注をし、年内に竣工予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料につきまして、少しおめくりいただいて、24ページをお願いいたします。

第8号議案熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

の制定について御説明いたします。

概要により説明したいと思っておりますので、2ページおめくりいただいて、26ページをよろしくお願いいたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございます。

制度について、少し触れさせていただきます。

本県では、過疎法などに基づき、県内に工場等を新設した事業者に対しまして、事業税等の地方税の課税免除を行っております。今回、地域再生法が6月1日付で改正されまして、地域再生法を活用した場合においても、地方税を課税免除とする規定が追加されました。今回の条例改正は、その法改正を踏まえたものでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明いたします。

2の改正の内容をごらんください。

地域再生法の一部改正により、地方税の課税免除に係る減収補填措置が設けられたことを踏まえ、必要な改正を行います。

まず、(1)の熊本県工場等設置奨励条例につきましては、法改正に伴う条ずれに対応するための規定整理を行います。

次に、(2)に記載しております熊本県税特別措置条例ですが、東京23区にある本社機能を熊本県内に移転する事業につきまして、これまでの不均一課税から課税免除に改めるものでございます。

最後に、3の施行期日についてですが、公布の日または熊本県が変更しようとする認定地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた日のいずれか遅い日から施行することになります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料、お戻りいただいて、20ページを

お願いいたします。

平成30年度の補正予算でございます。

観光費としまして、4,600万円の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

新規事業であります、くまもとの復興を牽引する観光産業創造事業でございます。これは、国の地方創生推進交付金の交付決定を受けまして、今回補正をお願いするものです。

内容としては、阿蘇観光の創造的復興を図るため、3つの事業を展開するものでございます。

まず、阿蘇は、平常時でも、火山ガス等の影響で、年間で約3分の1の期間、火口見学ができない現状でございます。このため、まず阿蘇火山博物館の火口カメラの映像を活用して、火口見学ができない場合にも、阿蘇を体感できるバーチャルリアリティー映像の制作ですとか、阿蘇ならではの山岳信仰など、歴史や文化を取り入れた学習プログラムの造成を行います。

2つ目に、地域未来投資促進法のスキームを活用しまして、阿蘇観光の新たな核となる観光拠点施設を整備する民間事業者に対する助成を行います。

3つ目ですが、阿蘇地域に対する観光客等の多様なニーズに対し、最適な観光素材を組み合わせたプログラムやモデルコースの提案等を行うコーディネーターを配置いたします。これにより、訪れた観光客の満足度を高め、さらなる誘客に取り組むものでございます。

以上の3つの取り組みで、阿蘇観光の早期回復を図ってまいりたいと思っております。

観光物産課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、国際スポーツ大会推進部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

○小原国際スポーツ大会推進部長 国際スポーツ大会推進部でございます。

国際スポーツ大会推進部の議案の説明に先立ちまして、最近の準備の状況について御説明申し上げます。

4月28日に、「ラグビーワールドカップ2019 500日前記念イベント」として、えがお健康スタジアムで、くまモンなどによるステージイベントを開催いたしました。

あわせて、九州ラグビー協会の主催によるニュージーランド学生選抜対九州選抜キウランダーズの試合が開催されました。

ニュージーランド学生選抜が、これまで日本で試合を行った中で2番目となる約5,200人の方に観戦いただき、機運の醸成につなげることができました。また、選手からは、観客、おもてなし、施設のレベルの高さなど、好感を持っていただくことができました。

委員の皆様方を初め、県議会の皆様の御支援に心から感謝申し上げます。

また、4月23日から、ラグビーワールドカップのボランティアの募集が行われております。女子ハンドボール世界選手権大会についても、7月から募集を開始することとしています。

関係機関などと連携し、人材の確保に努めるとともに、プレ大会などの実践の場で研修を行いながら、ボランティアの体制を整えていきます。

さらに、6月8日には、2019女子ハンドボール世界選手権大会組織委員会の理事会を開催し、大会の実施計画が承認されました。

今後は、この実施計画をもとに、11月ごろを予定しているチケットの販売など、大会の開催に向けた取り組みを進めてまいります。

いよいよ来年に迫ってきた大会の成功に向けて、本格化してきた準備にしっかりと取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について説明い

たします。

今回提案しておりますのは、大会の会場整備などに伴う繰り越しの報告が1件でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○寺野政策審議監 国際スポーツ大会推進課でございます。

資料の27ページをお願いします。

繰越計算書の報告でございます。

上段のラグビーワールドカップ2019推進事業費につきまして、9億7,725万円余を繰り越したものでございます。

これは、試合会場となります、えがお健康スタジアムの改修費などにつきまして、工事の発注に当たり、ラグビーワールドカップ2019組織委員会などとの協議に時間を要したことにより、年度内に事業が完了しなかったため、繰り越したものでございます。

次に、下段の国際スポーツ推進事業費につきまして、31万円余を繰り越したものでございます。

これは、県庁本館6階にありました国際スポーツ大会推進課の執務室を、平成30年度から新館8階に移転するに当たりまして、移転先にありました職員研修室などとの利用の調整に日数を要したことにより、年度内に事業が完了しなかったため、繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

○原企業局長 議案の説明に先立ちまして、企業局における最近の主な動きにつきまして御報告申し上げます。

市房第一、第二発電所のリニューアル事業をやっておりますが、5月下旬に発電を停止し、6月から発電機等の更新に向けた現地工事に着手しております。

今後、計画的にリニューアル工事を進め、完了後は、FIT、固定価格買い取り制度の適用により、経営の安定化を図ることとしております。

今回提出しております議案は、予算関係1件、報告3件、先ほど環境生活部長から説明のありました、条例関係1件でございます。

まず、第2号議案の電気事業会計補正予算は、阿蘇車埴風力発電所2号機の撤去費用として、4,100万円余の増額補正をお願いしております。

次に、地方公営企業法の規定に基づき、平成29年度の電気事業及び有料駐車場事業の建設改良費の繰り越し及び事故繰越について報告をさせていただきます。

最後に、第6号議案の熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、電気事業及び有料駐車場事業の関係規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○西浦総務経営課長 総務経営課でございます。

まず、補正予算について説明いたします。

資料の28ページ、平成30年度6月補正予算総括表をお願いいたします。

電気事業会計につきまして、収益的支出、

4, 100万円余の増額補正をお願いしております。

内容につきましては、29ページで御説明いたします。右側の説明欄をごらんください。

阿蘇車帰風力発電所2号機撤去工事でございます。

2号機については、平成30年3月末をもって廃止したところですが、強風等による羽根の落下等を防ぐ安全対策のためのシステム制御を現在も行っており、電気代等の維持費用が生じております。このため、できるだけ早期に撤去する必要があることから、撤去工事等の費用の補正をお願いするものでございます。

続きまして、平成29年度の繰り越しに係る報告でございます。

資料の30ページ、31ページをお願いいたします。

まず、電気事業会計の建設改良費の繰り越しに係る報告でございます。

全14件のうち、13件が発電所リニューアル事業に関するもので、最後の1件が荒瀬ダム撤去事業に関するものでございます。

最初の市房第一・第二発電所クレーン改修工事につきましては、建築工事との調整に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

次の市房第二発電所水車発電機等更新工事につきましては、設計業務に不測の日数を要したため、繰り越したものです。

3件目の幸野ダム受変電設備等更新工事につきましては、関係者との協議、調整に不測の日数を要したため、繰り越したものです。

4件目から31ページの13件目までは、いずれも熊本地震対応の影響で、作業員の手配等に不測の日数を要したため、繰り越したものです。

最後の荒瀬ダム本体撤去事業に係る工事記録誌作成業務につきましては、編集作業に不測の日数を要したことから、繰り越したもの

でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

電気事業会計の事故繰越に係る報告でございます。

地方公営企業においては、一般会計と異なり明許繰越制度がないことから、先ほど御説明しました建設改良費繰り越し以外は全て事故繰越となります。

1件目と2件目は、発電所リニューアル事業に伴って生じる設備の除却費を、工事費とあわせて繰り越したものです。

3件目は、風力発電所1～3号機の部品の調達に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の事故繰越に係る報告でございます。

県営有料駐車場の熊本地震災害復旧工事につきましては、熊本地震対応の影響により、交通誘導員の確保に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

続きまして、条例改正議案等について説明いたします。

資料の8ページにお戻りいただけますでしょうか。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、9ページの概要の2、改正の内容で説明をさせていただきます。

(1)の電気事業につきましては、風力発電所の最大出力を、現行の1,500キロワットから、廃止しました2号機分の出力600キロワットを除いた、900キロワットに改正するものでございます。

(2)の有料駐車場事業につきましては、安政町の立体駐車場の収容台数を298台と規定しておりましたが、隣接する商工会館の建てかえ工事に伴い、屋上部分の商工会館専用駐車スペースが利用されない期間は、当該部分を一般利用に供することとし、あわせて事業

規模の表記を台数から面積にすることで、新屋敷にございます第2駐車場とともに、駐車スペースを柔軟に設定できるように改正するものでございます。

次に、3の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○橋口海平委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、課名と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 まず、2点ありますけれども、今の企業局の御説明、30から32ぐらいでしようか、繰り越しが、さっきの御説明では、一般会計と違って、明許繰り越し、事故繰越というような時期での分類ではなくて、例えばこの30ページの一番上、市房第一、第二、改修工事は、この建設改良費繰り越しに入って、その前の除却費というのは、この事故繰越のほうに入るということ、対象でこの2つに分類されるということなんですか。

○西浦総務経営課長 まず、28ページの補正予算の総括表の中で、電気事業会計、工業用水会計、有料駐車場会計とございまして、収益的収支と資本的収支がございます。で、収益的収支のほうは、幾らの経費を投下して、どれぐらいの収入があったかというのをあらわすものでございます。資本的収支のほうは、その資産の増加にどれぐらい寄与したかということで、先ほどの建設改良の部分は、この資本的収支に該当いたします。

資本的収支の中の建設改良費のみ繰り越しが認められているということでございまして、収益的収支の営業費用、例えば32ページ、33ページでございますが、これは事故繰りでございますけれども、事業費のところの次に款とありますが、ここは営業費用としてこの除却費を計上している、また、33ページのほうは、特別損失として計上しているということで、この分につきましては事故繰りしかないということになっております。

以上でございます。

○松田三郎委員 8割ぐらいわかりましたけれども、いずれにしても、じゃあ繰り越しですので、やっぱり年度内に完了しなければならぬという縛りはあるんですかね。

○西浦総務経営課長 そちらは事故繰越ですので、年度内に完了する必要がございます。

県営駐車場事業につきましては、5月に工事のほうは完了しております。

○松田三郎委員 わかりました。

もう1点ですけれども、企業局長の総括説明の3行目ぐらいからですか、市房の第一、第二発電所のリニューアルは、私の地元のこともありまして、大変お世話になります。

1回説明いただきましたけれども、ここに書いてあるように、5月下旬に発電を停止し、たしか計画どおりって、2年弱ぐらい停止しなければならぬ期間があったと思いますけれども、その間の、例えば、そのまま稼働させていけば、これぐらいの収益が上がったと、一時的にはその分はなくなるわけでしょうから、この発電を停止した期間はですね、それって、大体幾らぐらいになるんですか。

○原企業局長 市房第一、第二合わせまして、約20カ月近く発電を停止いたします。そ

の間、トータルしますと、第一、第二合わせて約7億円近くの減収を予想しております。

○松田三郎委員 わかりました。

その後書いてあるように、リニューアル工事後はFITの適用により云々と、これはつまり、我々は、太陽光のことは比較的、金額もだんだん下がってというのはあるけれども、今その水力の場合は、どれぐらいですか。

○原企業局長 現在が9円ぐらいの価格ですが、FIT期間の買い取り価格は24円ということですので……

○松田三郎委員 一番初めですね。

○原企業局長 はい、2倍、約2.何倍の買い取り価格になります。

○松田三郎委員 じゃあ、その24円のときのリニューアル後は適用されるということですね。

○原企業局長 FIT期間ですので、20年間はその24円が適用されます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 いろいろありますけれども、新規事業のこの観光物産課、20ページですけれども、これの、あんまり額としては多くないんですけれども、火口のカメラとか、あと民間事業者の支援というのがあります。具体的なものをちょっと言ってもらえますか。

○上田観光物産課長 民間企業等の支援、大体2,000万円程度考えてございます。

内容ですが、一応、この予算をお認めいた

だいた後に、公募をかけることにしております。ただ、その前提といたしまして、地域未来投資促進法に基づきまして地域経済牽引事業計画というものを民間事業者の皆さんにつくっていただいて、県の承認を得ていただくということが前提になります。

今現在承認をいただいている計画の内容を少し紹介しますと、例えば阿蘇は、バイクに乗る方が大変ツーリングを楽しむようなところがございますけれども、そういうバイクを愛好される方々の拠点となるような、集合するような施設というのが1つございます。

それからもう一つが、阿蘇に観光に来るときに、熊本の農業と少し触れ合って、観光と農業を融合させたような施設、そういったものをつくる計画も中にはございます。あと幾つか公募をかけるまでに出てくると思いますので、今わかっている範囲で大体以上の程度でございます。

○氷室雄一郎委員 この阿蘇の仙酔峡のロープウエーの問題はどうなんです。この満喫プロジェクトの推進事業でもないし、ここは民間だと思うんですけども、ここは、もう老朽化しているから解体をせにやいかぬという声もあるし、非常に危ないという面もありますけれども、ここは震災の部分では何の手でもないんですか。県も国もかかわらにやいかぬとですけども、ちょっとその辺だけ。どうされる。

○上田観光物産課長 仙酔峡のロープウエーにつきましては、阿蘇市の中でいろいろと議論がなされておりました、一応その議論の中身を県としても共有させていただきながら、活用可能な財源ですとか手法ですとかを一緒になって検討していこうかなというような段階でございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、まだこの解体を

するとか事業を継続するとか、そういう段階ではない。ここは、第三セクターなんですか、民間事業なんですか、事業主は。

○久保環境局長 阿蘇の仙酔峡ロープウエーにつきましては、今第三セクター方式になっておりまして、阿蘇市と九州産交さんが出資した形になっております。

施設については、今休止しておりますけれども、基本的には、民間サイドにおいて、今後どうするか、運営を続けるのか、それとも廃止するのか、廃止した後撤去とかをどうするかについては検討いただくということが基本ではございますけれども、満喫プロジェクトにおきましては、阿蘇の火口周辺というのは一つの拠点区域ではございますので、市のほうの御意向あたりも考慮しながら、環境省あたりとも協議して、何らかの支援策があるのであれば、何かお助けをするというようなこともあるのかなと思っておりますが、まだまだちょっとそこ付近までの検討には達していないような状況でございます。

○氷室雄一郎委員 その観光面では、着々とさまざまな復旧、復興が行われていますけれども、ここについては、なかなか非常に難しい問題もあると思っておりますけれども、県としても、国との接触の予定、阿蘇市のほうからも要望があっていると思っておりますけれども、何らかの形で、どこがするのか、あるいはなくすのかというものを含めて、非常に重要な観光には役割を果たして、私たちが小さいころはここに乗るのが一つの憧れでありましたけれどもですね。何とか頑張っていただければという思いがありますので、要望を申し上げておきます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 さっきちょっと忘れました

けれども、資料の14ページ、商工振興金融課の浦田課長にちょっとお尋ねしますけれども、我々議会としても、この震災の前の、例えば広域大水害とか、これは土木なんかが多かったんですけれども、なかなか国が事故繰越を認めるにしても、例外的なことだからかもしれないかもしれませんが、非常に厳しいという話があって、かえって復旧、復興の足かせになってしまうということで、数次にわたって要望した経緯がございます。

ですから、今でも、震災関連は、若干当時よりも要件が緩和されたという部分があるという話は聞きますけれども、まだまだ、そうあんまり厳しくする必要はないんじゃないかなというのが、私個人的な意見であります。

それを前提に、この14ページに挙げてある事故繰りの3件は、いずれも、例えば、被災なされた中小企業が主体的に探していただくとか、あるいは商工会館ならば、商工会連合会が主体的にいろいろ動いていただかなければならないという意味では、なかなか県が直接発注したりとか、主体的に動いて努力できるところだけじゃないという要素も含んでいるのかなと思います。

ですから、ほかの課での事故繰越は、一応年度内完了を見込んでおりますというような大体説明でしたけれども、これに関しては、やっぱりそれがちょっと難しいのかなど。もしかすると、ちょっと説明があったのかもしれないかもしれませんけれども、どうですか。

○浦田商工振興金融課長 まず、国の事故繰越に対する今の考え方ですね。

先ほど、広域大水害あたりでは、県議会からも要望していただいて事故繰りを認めていただく動きをしていただきましたけれども、今回の熊本地震においては、東日本と同様に、被災地域における事故繰越事務手続についてという通知が発出されております。これは、熊本地震の以前にも東日本に対してあつ

ておりまして、その通知が発出された関係もありまして、要するに弾力的に事故繰越をお認めいただいたというような感じになります。

本来であれば、一件一件細かく事故繰越については国も審査するんですけども、一覧表でいいとか、そういった簡素化をさせていただいて対応した状況でございます。そういう状況もあって、1,906件と先ほど申しましたけれども、グループ補助金については、何とか事務手続を国と終えることができたというような状況です。

それと、今後の事業完了の話もありましたけれども、松田先生の一般質問の中でも指摘がありましたけれども、一部の事業者の方から、まだ着工のめどが立たないとか、工事の完了がおくれているという声が聞こえている状況でございます。

県の直接の事業ではございませんので、なかなか県で頑張るといところは難しいところでございますけれども、まずは、事故繰越ですので、ことしいっぱいに終わる必要があります。そこを、事業者の方に十分説明して、今建設業者待ちというような状況であれば、少しほかに急げる人を見つけていただいて頑張らせていただくとかということも考えていただかなければならないということで、そういう働きかけもやっています。

なおかつ、昨年もありましたけれども、マッチング会、要するに比較的被害が小さかった天草とか球磨とかというところの事業者でお手すきの方がいらっしゃれば、こちらのほうに加勢しに来ていただくというようなマッチング会も、近々、7月にでもしようと思っような状況です。

そういうことを組み合わせ、なるべく終わらない人が出ないような形で持っていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○松田三郎委員 わかりました。

私たちも、発災当初から、あんまりグループ補助金って尻をたたくようなことはやらないでくださいというのを要望している一方で、今課長おっしゃったように、いかんせん、制度として事故繰越がその年度中に終わらなければならないと言われたら、非常に県も大変だとは思いますが、今おっしゃったとおり、よく行政用語で言われますが、丁寧かつ迅速にじゃありませんけれども、引き続き被災者の方の身になって丁寧に進めていただきたいと思っております。要望しておきます。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○浦田祐三子委員 国際スポーツ大会推進部の小原部長の総括説明の中でありましたけれども、ボランティアですね、ラグビーと女子ハンドボール世界選手権大会のボランティアなんですけれども、済みません、皆さん御存じのことかちょっとわからないんですが、お尋ねさせていただきたくて。

大体ボランティアの皆さんの条件というか、その規定があるのか。例えば、言葉、語学にたけているとか、あるいは種目に対して経験者であったり、あるいは詳しい方とか、そういう決まりがあるのか、教えていただけますか。

○寺野政策審議監 例えばラグビーで申し上げますと、18歳以上で、日本語の読み書きができるということで、その中でまた語学が詳しいという書き方はありますけれども、そういう条件でございます。

今後、ハンドボールも、7月中旬からボランティアを募集したいと思っておりますが、これは少し年齢を広げまして、15歳以上の高校生でも、若いうちから参加していただきたいと。

ただし、ラグビーとか、オリンピック、パラリンピック、8時間なんです、最長。夜は避けるために6時間だと、こんな条件で少し幅広めにということを考えています。

○浦田祐三子委員 ありがとうございます。

多分、この大会の成功の底支えをしてくださるのがボランティアの皆さんの力であると思いますので、ぜひ幅広く、かつ、大会を盛り上げていただくような形で進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○氷室雄一郎委員 ラグビーのほうは、4月23日からボランティアの募集を一状況はどぎゃん、もうかなりたっていますけれども。

○寺野政策審議監 ラグビーは、熊本については400人から800人、これは東京の組織委員会が全国一律12会場やるんですけれども、まだまだ400には届いていない状況でございます。

ということで、我々も、もう既にボランティア協会と回っていますけれども、団体、企業さんあるいは関係機関あたりに今精力的にお願いをしているところでございます。ただ、ボランティアですので、余り強力にはできませんで、御理解いただけたらどうぞということで今回しているところでございます。

○氷室雄一郎委員 今浦田委員から話がありました、前回は、高校生とかもかなり応援していただいたんではないかと思うわけですね、ボランティア。ところが、この人たちは、土曜、日曜しかフル活動はできないわけですね。だから、平日等が出た場合は、学校の取り扱いなんかも、前回の例ではちゃんと定めてあったんですか、どうですか。

○寺野政策審議監 ボランティアの中身は、

例えば、出ましたように、競技運営のボランティアですとか、町なかで道案内するボランティア、いろいろありますけれども、多分おっしゃったように、我々も高校生まで広げたいと思っていますので、前回のことはちょっとよく承知しておりませんが、その教育のプログラムの中にどう配慮していただけるのかというのは、教育委員会と相談しながら進めさせていただきたいと思っています。

○氷室雄一郎委員 一番活動的で頑張ってくれるのは高校生、まあ中学生もあるかもしれませんが、だから、平日でもぜひやっぱり応援していただかにかめ場所がたくさん出てくるわけですので、授業も欠課ではいけませんし、できれば学校単位で配慮をしていただいて、社会教育の一環として頑張ってくれることも、授業と同じような重みを持つわけでございますので、その辺もしっかり詰めていただきまして、安心して高校生なり、また、大学生は別といたしましても、高校生には配慮をいただければと思って、要望しておきます。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで付託議案に対する質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第2号及び第6号から第8号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第29号を議題といたします。

請第29号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

請第29号、消費者自立のための生活再生総合支援事業の継続を求める請願について御説明します。

この事業は、多重債務者や熊本地震の被災者など、生活再生の支援が必要な方々に対し、生活再生に向けた家計診断、生活指導を行い、また、法律専門家による債務整理などの支援や債務整理に伴う臨時的な生活資金の貸し付け及び貸し付け後の償還完了までのサポートと、一貫した支援を行うものでございます。

平成22年度から、グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託実施しております。

これまでの8年間の事業実績といたしましては、面談による新規相談件数が5,195件、貸付件数が519件、貸付額が約2億3,000万円となっております。

特に、熊本地震の被災者には、年1.5%の特別利息で生活資金の貸し付けを行っておりまして、昨年度の総貸付件数50件のうち、42件が被災者への貸し付けでございます。

被災者の生活再建が進む中で、仮設住宅の転居に伴う新たな支出に備えた家計の見直しや債務整理、税金等の公共料金の滞納に関する相談が増加する傾向にあります。

執行部といたしましても、本事業は、多重債務者はもとより、被災者の方々の生活再生の支援として非常に重要な事業と考えております。

説明は以上でございます。

○橋口海平委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第29号については、いかがいたしましたでしょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第29号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、請第29号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、今回付託された請第30号及び31号を議題といたします。

請第30号及び31号については、内容が全く同じですので、執行部から一括して状況の説明をお願いします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

請第30号及び請第31号、地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書の提出を求める請願について御説明します。

消費者庁は、平成21年に創設されており、これまで国が全額負担し、各都道府県に設置した基金や交付金によりまして、地方公共団体における消費生活相談体制の整備などの支援がなされております。

平成29年度までの交付金でございますが、都道府県及び市町村の消費者行政予算総額の2分の1を支出限度として交付するものでございまして、その対象も、消費生活相談の相談員人件費や運営費、消費者教育、啓発などと幅広く、最長で平成39年度まで活用可能とされております。

平成30年度に交付金制度の見直しがなされ、新たな交付金が創設されました。この新

交付金の対象は、例えば外国人向け相談窓口の整備など、国として取り組むべき重要消費者政策に限定されておりまして、消費生活相談員人件費など、地方公共団体が必要とする基盤的経費は対象とされておりません。

その一方で、従来の交付金も維持されましたが、この交付金の平成30年度国予算額が、対前年度からの削減率が約4割と大幅な減額がなされ、全国的に大きな影響が生じております。

本県におきましても、県及び市町村の必要額に対する交付率が約76%となり、活用期限が残っているにもかかわらず、事業の廃止、縮小をせざるを得ない事態となっております。

執行部といたしましても、地方公共団体が必要とする事業を行うためには、平成30年度以降も国の交付金の十分な予算措置が不可欠と考えております。

説明は以上でございます。

○橋口海平委員長 ただいまの説明に関して質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第30号及び31号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第30号及び31号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、請第30号及び31号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、ただいま採択を決定いたしました請第30号及び31号は、国に対して意見書を提出

してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（意見書(案)配付）

○橋口海平委員長 今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容が変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、この意見書(案)により、議長宛て提出することに決定しました。

次に、継続審査となっております請第18号を議題といたします。

請第18号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

左上に、請第18号説明資料と表記した資料をお配りしてあるかと思っておりますので、そちらをお願いいたします。

有限会社山口海運の岩石採取計画の認可申請に関する請願でございますが、これにつきましては、エネルギー政策課と循環社会推進課に関連しておりますが、私のほうで一括して説明をさせていただきます。

本件、天草市御所浦で約40年間岩石採取を行っている山口海運の岩石採取計画の認可申請に関しまして、平成28年9月に御所浦まちづくり協議会、以下まち協と省略させていただきますが、そこからなされた請願でございます。

請願の内容は、1の①、②のとおり、採石場への指導状況としゅんせつ土砂や製鋼スラグを使用した事業計画に関する県の考え方を地域住民に説明すること、③採石場内外の水質等の調査をまち協立ち会いで行い、その結果を示すこと等でございます。

請願に対する県の対応状況でございます

が、2の(1)採石場内及び周辺海域の環境影響に関する立入調査、(2)地域住民への説明を実施いたしますとともに、(3)まちづくり協議会との協議状況のとおり、昨年6月のまち協、天草市、県による3者会談を踏まえまして、以降、県と天草市がまち協、事業者の間に立ちまして、採石場の跡地整備等について協議を進めてまいりました。

協議の結果、裏面をお願いいたします。

3、跡地整備に関する協定の締結についてのとおり、4月27日、事業者、まち協、県、天草市の4者で、採石場の跡地整備に関する協定を締結し、同時に、県として、事業者に対し、1年間の岩石採取計画の認可を行ったところです。

今後の対応としましては、4のとおり、県が、天草市と連携し、事業者に対しまして、協定に基づく跡地整備や環境モニタリングについて立入調査を行うなど、指導監督を行いますとともに、この1年の間に、まち協と事業者の間に立ち、終掘時期等について最終的な合意形成がなされるよう、引き続き協議を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○橋口海平委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○岩田智子委員 私も、この請願には、この間まち協の方とかともお話をして、御所浦にも視察に行かせていただいた経緯がありません。

ずっと委員会の中で継続審議ということで、どんなふうになっているのかなと思って、きょうこの報告がありましたので、丁寧にされているのだなというふうには思いますが、やはりちょっとそれまでのいろんな経緯があつて、採択を私は賛成の立場でずっといたので、ちょっと安心しましたが、請願を採

択するということとその継続、ここの委員会で決まることなので仕方がないのですけれども、これからはしっかりしていただきたいし、そのまち協からの要請というかな、そういうこともきちんと数値化とか、正直にいろんなことを出していただきたい、皆さんに見せていただきたいなというふうに思いますが、今のそのまち協の方の御意見というかな、は聞かれておられますか。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

本件については、事業者とまち協との間でいろいろありましたけれども、今回、一応4者協定という形で一定の合意ができました。

これについては、やはりまち協のほうも、今回の問題については、話し合いで一応解決を望むというふうなことで、まず1年間、事業者が行う採石場の跡地整備の取り組みの状況をしっかり見て、信頼関係がそこで築かれれば、また今後もその事業を続けていながら、その跡地整備の状況を見ながら、この問題の解決に向けて、さらに次の、例えば終掘の時期ですとか、最終的な緑化計画ですとか、そのあたりについての合意形成がまたできればというふうに思っておりますので、私どもも、そういった状況になるように、この1年間、また天草市とも一緒になりながら、両者の間に立って協議、調整を進めていきたいというふうに思っております。

○岩田智子委員 わかりました。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第18号については、いかがいたしましよ

うか。

（「継続」「採択」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 継続と採択という意見がありますので、まず継続についてお諮りいたします。

請第18号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○橋口海平委員長 挙手多数と認めます。よって、請第18号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が7件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○中川総括審議員 商工政策課でございます。

その他報告事項の1、創造的復興に向けた重点10項目についてでございます。

報告資料のA3横長カラー刷り、2枚物の資料を準備しておりますので、ようございませうでしょうか。

重点10項目のうち、本委員会に係る4項目につきまして、昨年度以降の進捗状況を一括して説明させていただきます。

資料の中の赤色の部分が、昨年11月30日時点からの変更点でございまして、青色の部分が、既に達成、完了した取り組みでございませう。

今回の資料は、本年5月31日時点で把握できている数値等をもとに整理しております。

まず1つ目は、1枚目の上から2段目の欄にございます②災害廃棄物の処理でございます。

家屋等の公費解体、災害廃棄物の処理のいずれにつきましても、おおむね処理完了でございます。残りは、住民の合意形成に時間を要したマンションや、いまだ現場に立ち入れない物件などとなっております。

1枚おめくりください。資料の2枚目をお願いいたします。

2つ目は、一番上の欄、⑥の被災企業の事業再建でございます。

グループ補助金につきましては、513グループが復興事業計画の認定済みであり、4,702件が交付決定済みで、交付決定進捗率が97.3%となっております。

制度融資による資金繰り支援につきましては、今年度、470億円を新規融資枠として設定しております。

3つ目は、下から2番目の⑨八代港のクルーズ拠点整備でございます。

欄の中の1段目は、国の事業でございまして、耐震強化岸壁及びクルーズ船専用岸壁の整備が行われております。

中段の旅客ターミナルの整備につきましては、本年2月に、県とロイヤル・カリビアン・クルーズ社との間で協定を締結しております。

今後は、この協定に基づき、県が大型バス駐車場を、ロイヤル・カリビアン・クルーズ社側が旅客ターミナル及びおもてなしエリアの整備を目指します。

下段の新たなクルーズ旅行商品の造成でございますが、地元消費型の旅行商品について、既にクルーズ船社幹部の現地視察や地元観光事業者との商談会も実施しており、現在、民間ベースで商談が進められております。

4つ目は、一番下の欄の⑩国際スポーツ大会の成功でございます。

まず、女子世界ハンドボールでございますが、本年8月には、デンマークのクラブチームを招いて、日本代表おりひめジャパンなどとの国際親善試合を、また、12月には、本大会のアジア予選を兼ねた女子アジア選手権大会の開催を予定しております。

次に、ラグビーワールドカップでございますが、来年10月のフランス・トンガ戦、ウェールズ・ウルグアイ戦に向け、急ピッチで会場整備を進めておりまして、これら本県で試合を行う4チーム全ての本県での公認キャンプが内定しております。

さらに、オリンピック、パラリンピックの事前キャンプにつきましても、インドネシアのバドミントンチームやドイツ競泳チームの本県実施が決定しているところでございます。

商工政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横尾環境政策課長 環境政策課でございます。

経済環境常任委員会の報告事項の下の欄に、環境生活部という資料をごらんください。

資料の1ページでございます。

水俣病対策の状況について御説明いたします。

内容は、チッソの事業子会社のJNC株式会社の平成29年度決算の概要についてになります。

先月14日に、JNCの平成29年度決算が発表されました。化学品事業において、販売が増加したことから売上高は上昇しましたが、液晶材料等事業において、中国メーカー等の増産を受けて販売が減少し、経常利益は56億円となり、前年度に比べて経常利益は減となりましたが、閣議了解をいただいております

平成12年支援措置における経常利益目標額53.2億円は達成しており、患者補償金の支払いに支障はありません。

なお、平成30年度の業績予想につきましては、売上高765億円、経常利益53億円と発表がっておりますが、これは発表単位が億円となっているもので、経常利益目標額である53.2億円は達成する見込みであると、チッソに対して確認をしていることを補足いたします。

次に、めくっていただいて、2ページ、3ページをお願いいたします。

決算確定に伴い、平成12年の金融支援措置のルールに基づき試算しました、平成30年度の支援措置について御説明いたします。

2ページの右側のグラフをごらんください。

平成30年度の経常利益の配分を示しております。

グラフの右側の真ん中ぐらいのところに数字があります。40とありますが、その40と下の括弧書きの内部留保の13.2を足しました額が、先ほど経常利益の目標額53.2億円となります。

平成12年の支援措置に基づき、患者補償費、租税公課を除いて算定しました本年度の公的債務返済額は、上の黒い枠でちょっと見にくうございますが、21億円となります。

続きまして、隣の3ページをごらんいただきたいと思っております。

参考2をごらんください。

金融支援措置の仕組みを図に示したのですが、先ほど申し上げました、公的債務返済額21億円が、図の右側の矢印、矢印が右から左に3本ありますが、その一番上の⑥可能な範囲で返済のところに21億円とあります。これに当たります。

それから、一方、図の左側に矢印が飛んでいますが、約定償還と黒太文字の下に二重線で囲った部分に、ヘドロ立替債と患者県債の

小計(ア)としまして33.2億円とありますが、これが、本年度、県から国等に対しまして償還する額となります。

この33.2億円から、先ほどの可能な範囲の返済の21億円を引きました額が12.2億円となりますのが、ちょうど中央ぐらいにチッソ返済額の不足額というのでありますが、12.2億円となります。

この不足額の財源手当につきましては、矢印の一番下⑦に8割とありますが、この12.2億円の8割を国からの補助金で賄うことになっております。9.8億円でございます。

その上に⑩として矢印がありますが、これは2割となっておりますが、2.4億円を県が県債を借りまして、それで返すと、特別の県債を起こして返すということになっております。

なお、この特別の県債につきましては、元利償還金について、100%交付税措置されまして、県の負担はないということになっております。

左側の二重線、ヘドロ立替債、患者県債の下のところ、H7一時金県債、特別県債、H22一時金県債につきましては、支援措置に基づきまして返済が猶予されているため、県としては、本年度の償還額を一般会計から繰り出して償還するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○緒方環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項の4ページをお願いします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

まず、1の水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

(1)の調査の趣旨のとおり、平成13年に策定した水俣湾環境対策基本方針に基づき、中長期的視点から環境状況を把握するために、

毎年実施しているものでございます。

(2)に、調査項目、調査時期等を、(3)に、調査結果を記載しております。

平成29年度の結果は、(3)のとおり、アの水質及び地下水ともに総水銀は検出されておられません。イの底質では、最大で2.1ppmと、暫定除去基準値の25ppmを下回っております。ウの魚類調査につきましても、水銀の暫定的規制値を下回っております。

なお、例年調査しておりますササノハベラは、平成29年度の漁獲量減少のため、地元漁協や専門家とも協議、相談の上、休止としました。

(4)の今後の対応ですが、本年度は、ササノハベラも含めまして、引き続き従来どおり調査を実施する予定としております。

次に、5ページをお願いいたします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

これは、港湾課、都市計画課が担当しております、(1)の点検・調査の趣旨のとおり、水俣湾環境対策基本方針に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修の把握を目的として、毎年実施しているものでございます。

(2)に、点検・調査項目、調査時期等を記載しております。

調査内容は、埋立地護岸前面の水質調査、埋立地地盤の標高を測定し、従来の測定値と比較しながら、地盤の変動を観察する地盤調査、護岸や岸壁などの構造物において、傾きやひびなどの変状や損傷、腐食がないかを調査する構造物変状調査を行っております。

平成29年度の結果は、(3)のとおり、アの埋立地護岸前面の海域の水質調査では、水銀は検出されておられません。イの地盤調査では、異常な沈下、陥没は見られませんでした。ウの構造物変状調査でも、構造物に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

今年度も、同様の点検、調査を予定しております。

今後も、定期的な点検、調査を行いながら、埋立地の管理に万全を期されるものと考えております。

引き続き、報告事項の6ページをお願いいたします。

平成29年度に実施したダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査結果等について御説明いたします。

まず、1の環境調査でございます。

法に基づき、県内の大気、水質、水底の底質及び土壌の汚染状況を調査しました。

調査は、県内を4ブロックに分けてローリング調査で行っておりまして、平成29年度は、有明、山鹿地区を調査しています。

結果は、調査した全ての地点で環境基準値以下でございました。調査の詳細は、(1)、(2)にお示ししたとおりでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

2の県による検査結果でございます。

ダイオキシン類の排出基準適合状況を把握するため、特定事業場に立ち入りし、排出ガス及び排水等の調査を実施しております。

延べ9施設に対して検査を実施した結果、1施設を除きまして、排出基準値以内でございました。基準を超過した1施設は、平成30年4月に改善対策を完了しております。

また、ばいじん、燃え殻について、6施設で検査しましたが、2施設でばいじんが特別管理産業廃棄物に該当したため、廃棄物処理法に基づく処理を行うように指導し、適正に処理されたところでございます。

3の法定自己検査結果でございます。

これは、法に基づき、大気基準適用施設等の設置者に、年1回以上の自己検査の実施が義務づけられておりますが、その実施状況について調査を行ったものでございます。

平成29年度末現在の法定自己検査義務対象施設127施設のうち、自主検査を実施したも

のは107施設であり、全て排出基準値以下でございました。

なお、自主検査未実施が20施設ありましたが、17施設は稼働を休止中でございまして、残り3施設は測定を実施するよう指導中でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○古家自然保護課長 自然保護課でございます。

資料8ページと9ページを見開きでござらんください。

3月に熊本県第12次鳥獣保護管理事業計画を策定しましたので、御報告します。

まず、8ページですが、鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護管理法の規定に基づき、5年ごとに策定しているもので、今回が第12次計画となります。

中段左側の基本的な項目ですが、この計画では、ここに記載しております1から7の項目について定めています。

右の取り組みの成果の欄をござらんください。

これまでに、1の鳥獣保護区などの指定、2の捕獲許可基準の緩和などに取り組んできました。

3の第二種特定管理計画ですが、農林産物の被害が著しいイノシシと鹿については、それぞれ管理計画を定め、捕獲に取り組んでいます。イノシシ、鹿とも、平成23年度に比べ、捕獲頭数がふえております。

4の鹿の生息状況ですが、平成26年度の調査では、推定生息頭数が5万8,000頭となっております。これを最終的には7,000頭とすることを目標としております。

下段の取り組むべき課題ですが、2の第二種特定鳥獣では、引き続き、イノシシ、鹿の管理に取り組む必要がありますし、3の鳥獣捕獲の担い手の育成確保も重要な課題でござ

います。

右の9ページをお願いします。

今回の第12次計画の方向ですが、おおむね前の11次計画を引き継いでおります。

施策の方向性の1の第二種特定鳥獣管理計画の推進ですが、鹿の管理目標7,000頭は、先ほど説明したとおりです。イノシシは、頭数把握が難しいことから、農林産物被害額を管理目標としております。

平成28年度の被害額は2億7,000万円でしたが、これを1億5,000万円までに低減することを目標としております。

2の担い手育成ですが、1行目の認定鳥獣捕獲等事業者といいますのは、鳥獣の捕獲はもちろん、生息調査や管理計画に関与できるような事業者で、県が認定しております。猟友会を含めて、そういった事業者の育成に取り組むこととしております。また、捕獲技術の向上のための講習会等も開催します。

4の被害の防止の目的での捕獲、いわゆる有害鳥獣捕獲の許可基準の緩和ですが、許可対象者の要件に、狩猟者登録を不要とするなど、対象者の要件を見直すとともに、タヌキ、アナグマ等について、許可の期間や頭数などを緩和しています。

このほか、狩猟による危険予防や鳥獣の保護管理体制の強化、鳥インフルエンザなどの感染症への対応などに取り組んでまいります。

自然保護課の説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

報告事項の10ページをお願いします。

第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について御報告いたします。

1、計画策定の趣旨でございますが、この計画は、県消費生活条例の規定に基づき、消費者施策の計画的な推進を図るために策定す

るものでございます。

2、計画期間ですが、平成30年度から32年度までの計画でございます。

3、計画のポイントでございますが、(1)第3次計画は、第2次計画の施策を承継し、充実させるとともに、新たに熊本地震への対応を位置づけるなど、必要な見直しを行いました。(2)重点的な対策が必要な課題を抽出し、重点的に取り組むプロジェクトを明示し、数値目標を設定しております。

4、経緯でございますが、県消費生活審議会の意見聴取を行いまして、昨年12月には、当委員会へ計画の概要案を御報告いたしております。ことし2月にパブリックコメントを実施し、5月に計画を策定しております。

5、計画の概要につきましては、次のカラー版をお願いします。

上段の第1章では、基本的な考え方を、中段の左から、第2章では、第2次計画の成果、第3章では、消費生活を取り巻く現状について整理し、第4章では、課題を7つ抽出しております。これらを踏まえまして、第5章では、施策の方向と施策体系といたしまして、4つの施策の方向と7つの主要施策を掲げております。

第6章が、重点プロジェクトでございます。主な取り組みといたしまして、3、地域における高齢者等の見守り応援プロジェクトでは、県が先行して消費者安全確保地域協議会を設置し、市町村の取り組みの支援を行ってまいります。また、4、学校教育と連携した若者への消費者教育では、4年後の成人年齢の引き下げを見据え、高等学校の出前講座などに取り組んでまいります。最後に、5、熊本地震被災者の消費生活支援では、消費生活相談や無料法律相談、生活再生貸し付けなどにより、被災者の方々の支援を行ってまいります。

消費生活課は以上でございます。

○中川総括審議員 商工政策課でございます。

その他報告事項の7、中小企業振興基本条例に基づく取組みについてでございます。

商工観光労働部、経済環境常任委員会報告事項をお開きください。

資料は、A3横長カラー刷りの1枚物の概要版とA4縦長9ページのものを用意しておりますが、本日は、主な取組み等につきまして、A3の概要版の資料で説明させていただきます。

この条例は、本県の中小企業振興対策の基本となるもので、毎年度6月の当委員会で条例に基づく県の取組みについて報告させていただいております。

熊本地震が発生した平成28年度以降は、事業実施に向けた課題として、熊本地震からの復旧、復興と地方創生の更なる推進を掲げ、取組みを進めております。

まず、平成29年度の主な取組みの成果について御説明いたします。

資料の左側でございます。

熊本地震からの復旧、復興の項目では、先ほどの重点10項目でも説明しましたとおり、グループ補助金や制度融資の活用により、被災した中小企業の支援に取り組んでおります。

また、中小企業事業者の円滑な事業承継を支援する取組み等も進めております。

次に、地方創生のさらなる推進につきましては、地域未来投資促進法に基づき、地域経済を牽引する事業の促進に取り組んでおります。

また、誰もが安心して働き、活躍することができるブライ企業等の普及拡大等にも取り組んでおります。

次に、小規模事業者に関する取組み等につきましては、くまもと産業支援財団内に設置したよろず支援拠点との連携等により、小規模事業者のさまざまな経営課題の解決に向

け、継続的な支援に取り組んでおります。

平成30年度につきましても、資料の右側の欄に記載しておりますように、熊本地震からの復旧、復興、地方創生の更なる推進という課題を踏まえながら、グループ補助金の円滑な執行やUIJターン就職支援による人材確保等のさまざまな取組みを進めることにより、県内中小企業の振興に取り組んでまいります。

商工政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩田智子委員 今の中小企業振興基本条例の今年度の取組みについてですけれども、要望なんですけれども、私、3月の一般質問でも、教育委員会の文化財発掘とか文化課にかかわるところで、地場の企業をぜひ応援していただきたいと。そういう文化財の発掘とかいうのは、やっぱり知識とかいろんなものが要るので、そういうのが足りない場合は、やっぱり県のほうからもしっかり指導をして、地場の企業が活性化できるようにというかな、活躍できるような仕組みも、ぜひ応援していただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

もう1つ、消費生活のほうで、本当に高齢者とか、これからは18歳、成人になって、若者、高齢者と障害を持っていらっしゃる方々とかをやっぱりターゲットにする、いろんな問題が起こると思うんですけれども、ぜひ、これも要望なんですけれども、学校に出前授業に行かれるというのはこの前も聞きましたけれども、支援学校、それから学校の先生方、先生方が意外と新聞とかあんまり読む時間がなくて、今国の情勢がどんなふうになっているのかとか、なかなか社会的に勉強する

時間があんまりないので、ぜひ、子供だけじゃなくて、先生たちに対しても、いろんな御指導をしていただければなと思っています。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 今回の同じテーマですが、消費生活課の西川課長にちょっとお尋ねしますが、説明の中に、重点プロジェクト中9つの数値目標を設定したと。

それで、たまたまですけれども、このいただいた本編を私見てみまして、例えば——きょうはこちらの卓上にはないようですが、例えば20ページに、おおむね3カ年で到達すべき目標、KPI、最近はやりのKPIでしょうか、(1)市町村の相談機能強化というところで、県、市町村、相談受け付け総件数に占める市町村受け付け件数割合、現状値が、平成27年度67.1%、目標値、平成32年度、これは67.1%以上、(2)が、現状値10.3%、目標値10.3%以上、その下が、現状値6.9%、目標値6.9%以上と。

正直といえば正直で、ちょっと消極的といえれば消極的かなと。ほかの数値はそれなりに向上しているわけですね。もしかすると、事と内容によっては、市町村でなさることなので、あんまり県としてKPIで何%というわけにはいかない事情があるのかなと思ったら、ほかのところは同じような、実施市町村数でもふやして目標値を書いてあるということで、何かなかなか数値化しにくい事情があったのかもしれないし、とりあえずこのくらいでよかかなということだったのかもしれませんが、ちょっとこの積算根拠とまでは言いませんが、もうちょっと何か基準値、現状のときよりもこれぐらいはやりますというような数値的な目標値があったほうがインパクトがあると、全然非現実的な数値を挙げてもなんですけれども、ちょっとその辺の事情をお

聞かせいただければと思います。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

本編の20ページの成果目標ということでございますが、まず、県と市町村の相談受け付け件数の中で、市町村の占める割合が増加するのが、やはり高齢者とかにとりまして、一番身近な市町村の相談体制が充実するということですので、市町村の相談件数の割合が高まるのが望ましいというふうには考えております。

それで、平成27年度は、震災前でございますが、今市町村の相談件数がふえる傾向には全体的にあるんですが、28年度、被災によって相談機能が中断した市町村もございますので、今それが回復しているところですので、それを順調に伸ばしていただきたいという思いで、まずここは、そういった27年度のもとに戻って、それを上回ってほしいという目標を設定しております。

次に、消費生活センターにおける被害回復率なんですが、例えば、昨年度は、ジャパンライフの被害の相談が県のセンターにありまして、これが約10億ということでした。突発的な事案が発生しますと、なかなかその中で実際相談を受けて被害を回復するというのが難しい面もございますので、ここは正直に、28年度自体が10.3%と比較的被害回復率が高い状況、そういった認識にございましたので、それを維持するという目標にさせていただきます。

それから、最後のセンターにおけるあつせん率でございますが、現状値の6.9%というのは、全国平均の6.4%よりも既に上回っている水準でございます。そういった状況ですので、やはりここも高い水準を維持するという目標にさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○松田三郎委員 それぞれにそれなりの理由があってということですね。決してやる気がないとかいうことではないというのがわかりました。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○氷室雄一郎委員 1点だけ、済みません。

この県政3期目の創造的復興の部分で、2番目の災害廃棄物の処理というところで、部長のほうから、立ち入れない物件のお話をされたんですけれども、これは数が多いんですか。ちょっと説明してもらえませんか。

○城内循環社会推進課長 立ち入れない物件というお尋ねでございます。

具体的にまだ処理が完了しておりません公費解体の分が、直近の状況で申し上げますと、5月末現在で19件残っております、そのうち7棟分が熊本市のいわゆる大型マンションでございます。そのほかは、南小国町が4棟、南阿蘇村が1棟、西原村が7棟という状況なんです、熊本市を除きます南小国、南阿蘇、西原につきましては、急傾斜地ですとか、工専用道路がまだ被災して中に入れないとか、それから、宅地自体が崩落している中で、それが復旧した後に施工するとか、そういった形で残っている案件でございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が2件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもって第3回経済環境常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長